

三次市立小・中学校の規模及び配置の
適正化について

< 基 本 方 針 >

令和4年3月

三次市教育委員会

目 次

1 はじめに	1
2 国の動向	2
3 三次市立小中学校の現状	3
(1) 児童生徒数の推移	3
(2) これまでの規模適正化の現状	3
(3) 通学区域の自由化制度の利用状況	5
(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題	5
(5) I C Tの活用状況	6
(6) 学校規模による教育活動の特徴	8
4 学校規模及び配置の適正化に向けて	9
(1) 通学区域の自由化制度	9
(2) 部活動指導	9
(3) I C Tの活用	10
(4) 小中一貫教育の充実	10
5 学校規模及び配置の適正化における基本的な考え方（基本方針）	11
(1) 適正規模	11
(2) 規模及び配置の適正化の対象	12
(3) 学校の適正化の検討を始める時機	13
(4) 適正化に向けた基本的な進め方	13
6 「『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」の 見直しについて	14
7 おわりに	15

1 はじめに

三次市は、平成16年4月に、三次市、甲奴町、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町の1市4町3村が合併し、17年が経過しました。

元号も令和となり、新たな三次市のあり方が模索されています。

本市では、「教育はひとづくりであり、まちづくりの基盤である」とし、あらゆる世代がいいきと輝き、郷土への理解を深めて愛着と誇りを持ちながら、生涯にわたり学び続け、その学びを地域の活性化につなげるよう取組を進めています。

学校教育においては、個性を伸長するとともに、社会性を培い、他者と協力して様々な問題を解決していく能力などを身につけることが期待されます。

その際、教科学習や学校行事等において、多様な個性をもつ児童生徒が互いに学び合い、高め合うことが大切です。このような豊かな教育や学習環境等を保障することで、児童生徒は、心豊かにたくましく育ち、「生きる力」を身につけていきます。

学校規模適正化をめぐる動きとしては、平成22年に「小・中学校の適正規模に係る基本方針」を示しました。

この方針では、小学校については、適正化の検討をスタートしていく時機について、「『完全複式となった時点』をその目安とします。」とし、中学校については、当時は対象としないこととしていました。

三次市教育委員会では、令和2年10月、小中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、「今後における市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化のあり方」について、三次市学校規模適正化検討委員会に諮問し、令和3年3月に「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について（答申）」（以下「答申」という。）が提出されました。

この答申には、「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中一貫教育の実績、成果を踏まえつつ、各学校がその良さを生かし、ＩＣＴ（情報通信技術）を積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。」とあります。

この答申を尊重しつつ、学校においては児童生徒の一定の集団活動が可能になる学習環境が望ましいことを踏まえ、学校規模及び配置の適正化の検討を進めていきます。

令和4年3月

三次市教育委員会

2 国の動向

国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性を育成する機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることを踏まえ、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月文部科学省）」（以下「手引」という。）を作成し、基本的な方向性や留意点等が示されました。

この手引では、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。」と示されています。

また、「今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められています。しかしながら、学級の児童生徒数が余りにも少ない場合、班活動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になるといった課題もあります。」とも示されています。

【国の示す学校規模の標準】

学校規模の標準は、国の法令等により、次のとおり規定されています。

	小学校	中学校
学級数※ ¹	12学級以上18学級以下を標準とする。 ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。	
通学距離※ ²	おおむね4km	おおむね6km
※ ³ 学級編制	同学年で編制する学級	35人 (令和7年度まで段階的に移行)
	2の学年の児童生徒で編制する学級（複式学級）	16人 (第1学年の児童を含む場合にあっては、8人)
	特別支援学級	8人

※1 学級数：学校教育法施行規則

※2 通学距離：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

※3 学級編制：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものです。今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとされており、各設置者において、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。

3 三次市立小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

表1に示すように、市内全域の児童及び生徒数の推移を、前回の「基本方針」以降の状況で見ると、平成22年度は4,578人、平成27年度には4,215人、令和3年度は、3,639人となっており、この11年間で児童及び生徒数は939人（約20.5%）減少しています。

(表1) 三次市立小中学校児童生徒数の推移① (各年度の5/1現在の児童生徒数の比較)

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度
小学校	3,066	2,992	2,914	2,888	2,842	2,810	2,738	2,695	2,713	2,627	2,572	2,489
中学校	1,512	1,518	1,500	1,437	1,400	1,405	1,423	1,399	1,333	1,242	1,164	1,150
合 計	4,578	4,510	4,414	4,325	4,242	4,215	4,161	4,094	4,046	3,869	3,736	3,639

また、答申に添付された資料4-1及び3から今後の児童生徒数の推移は、小学校では、令和8年度の児童数は2,174人であり、今後も依然として減少傾向が続くと推測されます。

中学校では、令和8年度の生徒数は1,254人であり、104人増との見込数となります。ただし、小学校から中学校へ進学する際、県立三次中学校（定員80名）が平成31年度に創設されたことを踏まえ、三次市内外の国公立又は私立の中学校に進学するケースや転出による人口減少等を勘案すると、実際は減少すると推測されます。

(表2) 三次市立小中学校児童生徒数の推移② (参照：答申資料4-1及び3)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
小学校	2,469	2,401	2,298	2,254	2,174
中学校	1,260	1,318	1,288	1,285	1,254
合 計	3,729	3,719	3,586	3,539	3,428

(2) これまでの規模適正化の現状

平成22年に、次のような「小・中学校の適正規模に係る基本方針」を示しました。

(1) 規模及び配置の適正化の対象について

ア 小学校については、現在の中学校区をベースとした小学校の規模及び配置の適正化を進めていきます。

イ 中学校については、将来的に検討しなければならない時期が来ることは考えられますが、現時点では対象としないこととします。

(2) 適正規模について

適正規模については、学級数や児童数等の市内一律の基準を設けるのではなく、各地域の実情を勘案し、弾力的に検討していくものとします。

(3) 適正化の検討をスタートしていく時機について

適正化の検討をスタートしていく時機については、「完全複式となった時点」をその目安とします。

平成22年度、小学校数は26校であったものが、児童数の減少に伴い、6校を統廃合しました。このうち三良坂町内の3校については統合して、みらさか小学校として新設し、令和3年度現在、21校となっています。

廃校となった学校については、児童数の急激な減少について問題意識を持つ保護者が、教育委員会の方針等を契機に近隣校への統合について検討され、その後、地元の住民自治組織との協議を経て統合を承認されました。

(表3) 学校数及び学級数

<小学校>

(平成22年度)

(令和3年度)

	学校名	児童数 (人)	学 級 数			備 考
			通常	特別支援	合計	
1	河内小	40	4	1	5	
2	三次小	308	15	3	18	
3	粟屋小	47	5	1	6	
4	十日市小	672	24	2	26	
5	八次小	556	24	2	26	
6	酒河小	138	6	2	8	
7	青河小	29	3	1	4	
8	神杉小	105	6	0	6	
9	田幸小	63	6	1	7	
10	和田小	87	6	2	8	
11	川地小	77	6	1	7	
12	志和地小	12	3	0	3	H23年度末廃校
13	川西小	43	5	0	5	
14	甲奴小	110	6	1	7	
15	小童小	30	3	1	4	
16	君田小	83	6	0	6	
17	布野小	72	6	1	7	
18	作木小	77	6	2	8	
19	吉舎小	137	6	2	8	
20	安田小	22	3	0	3	H30年度末廃校
21	八幡小	31	4	0	4	
22	八幡小 徳市分校	11	2	0	2	H23年度末廃校
23	三良坂小	150	7	2	9	H26年度末廃校
24	灰塚小	13	3	2	5	H26年度末廃校
25	仁賀小	13	3	0	3	H26年度末廃校
26	三和小	141	6	1	7	
	合 計	3,066	174	28	202	

	学校名	児童数 (人)	学 級 数		
			通常	特別支援	合計
1	河内小	19	3	0	3
2	三次小	238	9	2	11
3	粟屋小	23	3	2	5
4	十日市小	615	18	3	21
5	八次小	530	17	3	20
6	酒河小	176	6	2	8
7	青河小	16	3	1	4
8	神杉小	97	6	2	8
9	田幸小	46	5	1	6
10	和田小	75	6	2	8
11	川地小	77	6	2	8
12	川西小	30	4	0	4
13	甲奴小	59	5	1	6
14	小童小	18	3	1	4
15	君田小	56	6	2	8
16	布野小	49	6	0	6
17	作木小	44	5	1	6
18	吉舎小	103	6	2	8
19	八幡小	16	3	0	3
20	みらさか小	127	6	2	8
21	三和小	75	6	1	7
	合 計	2,489	132	30	162

…完全複式校及び複式学級を有する学校

<中学校>

(平成22年度)

(令和3年度)

	学校名	生徒数 (人)	学 級 数			備 考
			通常	特別支援	合計	
1	三次中	176	6	1	7	
2	十日市中	366	10	2	12	
3	塩野中	181	6	3	9	
4	川地中	57	3	1	4	
5	八次中	254	8	2	10	
6	甲奴中	70	3	1	4	
7	君田中	44	3	0	3	
8	布野中	57	3	0	3	
9	作木中	35	3	1	4	
10	吉舎中	110	4	3	7	
11	三良坂中	93	3	1	4	
12	三和中	69	3	0	3	
	合 計	1,512	55	15	70	

	学校名	生徒数 (人)	学 級 数		
			通常	特別支援	合計
1	三次中	139	5	3	8
2	十日市中	309	9	2	11
3	塩野中	177	6	2	8
4	川地中	32	3	0	3
5	八次中	194	6	1	7
6	甲奴中	54	3	1	4
7	君田中	40	3	1	4
8	布野中	24	3	1	4
9	作木中	21	3	1	4
10	吉舎中	67	3	1	4
11	三良坂中	58	3	1	4
12	三和中	35	3	2	5
	合 計	1,150	50	16	66

(3) 通学区域の自由化制度の利用状況

本市では、市全域で小学校は平成19年度から、中学校は平成17年度から通学区域の自由化を始めました。

その後、小中一貫教育との整合性を図るため平成26年度に制度を見直し、現在は、小学校又は中学校の入学時及び転入時において通学区域外の学校の選択を認めています。また、通学区域外の小学校を選択した場合は、原則として選択した小学校の属する中学校区の中学校に入学することとしています。

この通学区域自由化制度は、現在、様々な理由により毎年70人程度が利用しています。

令和3年度の学校選択理由のアンケート結果では、小学生が「兄・姉が学校選択希望で通学している学校であるため」「保護者の通勤場所等による家庭の事情のため」の理由がいずれも14件で最も多く、次いで「交友関係のある児童が通学しているため」(10件)となっています。少数意見では、「近所に指定学校へ通学している児童がいないため、1人で登校するようになる」という意見がありました。

また、中学生の場合、「交友関係のある生徒が通学しているため」の理由が16件で最も多く、次いで「指定学校よりも規模の小さい学校へ通学したいため」(9件)、「希望する部活動をしたいため」(7件)となっています。少数意見では「指定学校へ入学する同級生が少ない」等の意見がありました。

(表4) 令和3年度通学区域自由化による学校選択状況

(単位：人)

指定学校 → 選択された学校	小学校	中学校
小規模校 → 中規模校	4	5
小規模校 → 小規模校	0	0
中規模校 → 小規模校	3	0
中規模校 → 中規模校	23	34
合 計	30	39

※三次市における学校規模

小規模校 … 小学校：複式学級のある学校，中学校：全校生徒が50人未満の学校

中規模校 … 小学校：複式学級のない学校，中学校：全校生徒が50人以上の学校

※小学校入学時に通学区域外の小学校を選択し、その小学校の属する中学校区の中学校に入学した場合は、中学校の選択者数として集計していない。

(4) 小中一貫教育の取組の成果と課題

本市では、平成23年度から、小学校、中学校の9年間の学びや育ちを一体のものとしてとらえて指導を行う、小中一貫教育に取り組んでいます。

同じ中学校区内の小中学校が、教育目標やめざす子ども像を共有し、小学校、中学校教育のそれぞれの良さを活かした教育を系統的に行ったり、学校、保護者、地域住民等との協働により子どもたちに関わることで、一人ひとりの子どもたちの能力や個性を豊かに伸ばし、学習意欲を喚起したりするなど、様々な成果を上げてきました。

【 成 果 】

<児童・生徒>

- ・ 同じ中学校区内の小中学校で学習や活動、行事等を合同で行うことで、下級生は上級生に対する憧れの気持ちを強く持てるようになり、また、上級生は、下級生をリードし、下級生から頼られることで、自分には良いところがある等の自己肯定感や、自分の良さを認められている等の自己有用感が高まり、学習面・生活面の意欲の向上にも繋がっています。
- ・ 小学校の児童は、日頃から中学校の生徒や教職員と一緒に活動や学習を行うことで、中学校生活に対する不安感が軽減し、中学校への進学による学習内容や生活環境の変化に対応できなくなる、いわゆる中1ギャップが減少しています。
- ・ 学校でのきまりや、社会に出た時に守らなければいけないルールを、小中学校で一貫した指導を繰り返すことで、規範意識が向上し、落ち着いて学習や生活ができています。
- ・ 地域のひと・もの・こと等、地域資源等を活用した学びやキャリア教育に小中学校で系統的に取り組むことを通じて、高い志や将来の夢、目標を持つ児童生徒が増えています。

<教 職 員>

- ・ 児童生徒一人ひとりの状況を共有し、9年間の学びのつながりを意識し、きめ細やかで系統的な指導を行うようになっていきます。
- ・ 小中学校の教職員が、合同の授業参観や研修を通じて、互いの指導内容や指導方法を学び合ったり、「子どもたちの授業内容」や「課題が見られる分野」等の情報を共有し、授業のすすめ方や教材等の工夫改善を行い、より質の高い授業への充実を図ることで、児童生徒の学力は全国平均を上回り、概ね定着・向上しています。

【 課 題 】

近年の核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化等、家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中、学校だけで児童生徒を教育していくことは難しい状況が見られます。

(5) ICTの活用状況

文部科学省から示された「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」においては、「新時代に求められる教育」として、「AI等の技術革新が進んでいく新たな時代においては、人間ならではの強み、すなわち、高い志をもちつつ、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知の発見・創造など新たな社会を牽引する能力が求められる。また、そのような能力の前提として、文章の意味を正確に理解する読解力、計算力や数学的思考力などの基盤的な学力の確実な習得も必要である。」と述べられています。

また、平成29、30年に告示された学習指導要領においても、「情報活用能力」が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。

「情報活用能力」を育成するためには、各学校において、コンピュータや通信ネットワーク等の情報手段を使用できる環境整備を行った上で、これらを適切に活用した学習活動の充実を

図っていく必要があります。

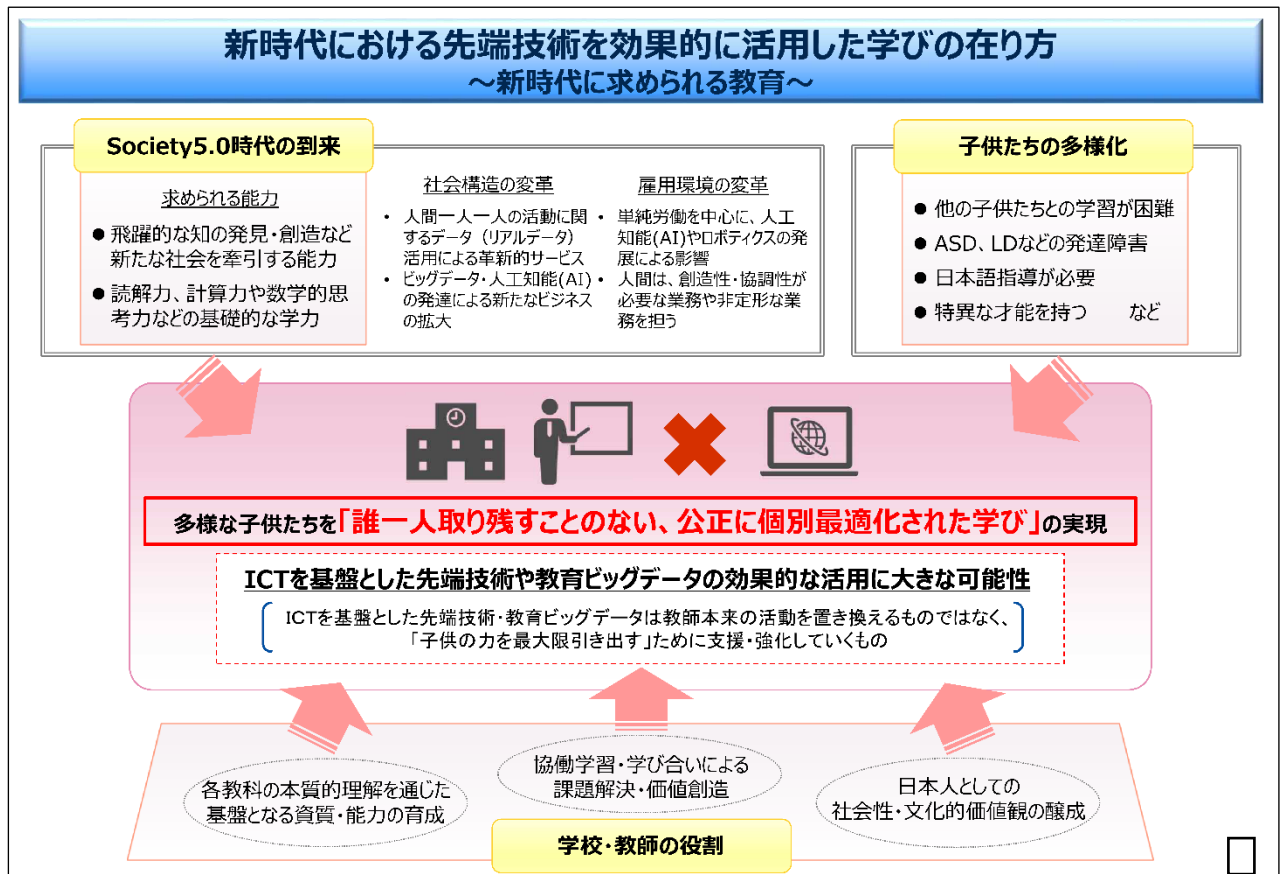
本市では、平成31年度から、市長の市政方針のもと、また、国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量ネットワーク環境整備の推進と、児童生徒一人1台のタブレット端末の導入を進めてきました。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症により臨時休業が長くなったことから、緊急時においても、ICTの活用により児童生徒の学びを保障する環境の実現が求められ、教育分野におけるICT化が一層加速する状況となりました。

本市では、児童生徒一人1台のタブレット端末の整備をはじめ、学校や放課後児童クラブ、市立図書館等のネットワーク環境の整備を行いました。

このようなICTの学習環境を整備し、オンラインやAI等を学習方法や教材として積極的に活用することで、これからの社会において、学習を頑張っている子やさらに学力を高めたいと望んでいる子、勉強が苦手だと思っている子等、すべての児童生徒の力を伸ばすよう、子どもたち一人ひとりに最適で効果的な学びの支援を行っています。

【参考】新時代に求められる教育



出典「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省令和元年6月25日）

(6) 学校規模による教育活動の特徴

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学校や学級での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっています。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人ひとりが自己の存在感を実感しながら、他者と共感的な人間関係を育み、自己決定等を行うことは重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

また、学校には、学校規模により教育活動に特徴があり、各学校ではメリットを生かし、デメリットを克服するための創意工夫や努力を行っていますが、児童生徒数の減少が顕著になってきている中、現状の学校の取組だけでは補いきれない状況が生じてきています。

【参考】小規模校及び中・大規模校の特徴

		メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
小規模校	学 習 面	○一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個に応じたきめ細やかな指導が行いやすい。 ○意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ○異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な活動や校外学習を機動的に行うことができる。 ○複式学級においては、児童が相互に学びあう活動を充実させることができる。	●運動会・文化祭・遠足修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ●体育科の球技や音楽科の合奏・合唱のような集団学習の実施に制約が生じる。 ●多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。 ●同学年や学級内の児童生徒数が少ないため、切磋琢磨する環境をつくりにくい。 ●複式学級では、実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
	生 活 面	○児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 ○様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。	●児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ●教職員への依存心が強まる可能性がある。 ●部活動等の種類が限定される。
	学 校 運 営 他	○運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ○地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。	●教職員一人当たりの校務分担や行事に関わる負担が大きい。 ●部活動の指導者の確保が難しい。 ●平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが難しい。

中・大規模校	学習面	○児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。 ○学級の枠を超えた少人数指導や学年内での教職員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。	●学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ●集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の人間関係が希薄化する場合がある。
	生活面	○新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。 ○指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細やかな指導が可能となる。	●児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。 ●児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
	学校運営他	○児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教職員との人間関係に配慮した学級編制ができる。 ○クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。 ○学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。	●児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。 ●特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当や調整が難しくなる場合がある。 ●教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

『「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月文部科学省)」を参考に記述

- ・学校規模の標準 … 12学級以上18学級以下の学校
- ・小規模校 … 標準規模を大きく下回る学校
- ・中規模校 … 各学年で複数の学級を編制できる学校
- ・大規模校 … 25学級以上の学校

4 学校規模及び配置の適正化に向けて

学校規模及び適正化に向けて、答申において示された内容について、次のように考えます。

(1) 通学区域の自由化制度

この制度は、小中一貫教育との整合性を図るため平成26年度に制度を見直した後、現在も一定の役割を果たしていると捉えており、制度を廃止することは行いません。

学びたい学校の選択肢を増やすことは、児童生徒にとって有効であると考えます。

(2) 部活動指導

中学校における部活動は、生徒に幅広い人間形成や社会性を身に付ける場として有効であり、地域環境や学校規模にかかわらず、生徒が希望する活動ができる環境があることが望ましいと考えます。

文部科学省から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、令和5年度以降、休日

の部活動を段階的に地域に移行する方向性が示されています。

部活動を地域に移行していくことは、生徒にとって充実した持続可能な部活動の実現につながると捉えています。

本市においても、国や県の動向を参考にしながら、今後、先進的に取り組む地域事例の研究や調査結果の分析をもとに、本市に適した「部活動の地域移行」の仕組みについて考え、段階的な移行を検討します。

(3) ICTの活用

本市では、3(5)でも述べたように、ICTの学習環境を整備し、オンラインやAI等を学習方法や教材として積極的に活用することで、学習を頑張っている子どもやさらに学力を高めたいと望んでいる子ども、勉強が苦手だと思っている子ども等、すべての児童生徒の力を伸ばすよう、児童生徒一人ひとりに最適で効果的な学びの支援を行っています。

ICTを活用することで、これまでできなかったことができるようになり、児童生徒の学びの質を高めたり、一人ひとりに最適化された教育を実現したりすることができるようになると考えますが、すべてICTに頼るのではなく、人との関わりの中で学ぶことも大切であると考えます。

学校教育には、教育課程には位置付けられていませんが、教育的意義が大きい朝の会や帰りの会、日常的に行われている掃除や当番活動、さらに放課後等に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動などがあります。

これらの活動を通して、子どもたちが、友だちや先輩、後輩、大人との多様な関わりの中で学ぶことは多くあります。

ICTの活用と多様な関わりの中での学びを、バランス良く取り入れていくことは大切です。

学校間をICTでつないだ授業を日常的に行っても、現行の制度においては、学級の児童生徒数や学級数を確保したことにはなりません、そのことにより学校間を学級や学年、学校の枠組を越えた柔軟な学習グループを編成することが可能となります。

例えば、オンラインにより学校間をつなぎ、学校の規模にかかわらず遠隔授業を合同で行うことや学習発表会等を実施することで、他の学校の児童生徒との意見交換や学び合いは可能になります。

このようにICTを積極的に活用することで、多様な学習グループを編成し、それを基盤とした様々な学習機会を工夫します。また、校務の効率化、軽減のためのICT活用を図ります。

(4) 小中一貫教育の充実

これまで取り組んできた「三次市小中一貫教育」をさらに充実、発展させ、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを育むことが重要です。

各中学校区単位でコミュニティ・スクールを核とした「地域とともにある学校」づくりを推進し、小中学校と幼稚園や保育所、高等学校との「縦のつながり」や、学校・家庭・地域が協働する「横のつながり」をさらに充実させ、地域ぐるみで児童生徒を育み、より質の高い学校教育の実現を図ります。また、その取組の状況を積極的に発信することで、新たな魅力づくりにつなげます。

5 学校規模及び配置の適正化における基本的な考え方(基本方針)

(1) 適正規模

ア 三次市の小中学校の状況

令和3年度，市内には小学校21校のうち複式学級を有している小学校が9校あり，そのうち5校は全学年が複式学級です。

三次市教育委員会では，令和元年度に，市内の複式学級を有する学校の協力を得て「複式学習指導のてびき」を作成し，複式学級の指導において，少人数による授業構成，異学年による学級編制，周囲の豊かな自然，学校と地域の人々とのつながりの深さなど小規模の特性を積極的に生かした指導を行っています。

自学自習，自主自立など児童が主体的に学習に取り組む姿勢を養い，異学年交流，個と集団の関わりなど協働的な学習により深い学びを実現すること，また，児童の生きる力を育む取組を地域とともに進めています。

【参考】令和3年度 市内小中学校の規模

<小学校>

学校規模	完全複式校	複式学級を有する学校	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができない規模	半分以上の学年でクラス替えができる規模	標準規模
学級数 ※特別支援学級を除く	3	4～5	6	7～8	9～11	12～18
該当校	河内小学校 栗屋小学校 清河小学校 小童小学校 八幡小学校	田幸小学校 川西小学校 甲奴小学校 作木小学校	酒河小学校 神杉小学校 和田小学校 川地小学校 君田小学校 布野小学校 吉舎小学校 みらさき小学校 三和小学校		三次小学校	十日市小学校 八次小学校

<中学校>

学校規模	複式学級を有する学校	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	全学年でクラス替えができ，同学年に複数教員を配置できる規模		標準規模
学級数 ※特別支援学級を除く	1～2	3	4～5	6～8	9～11	12～18
該当校		川地中学校 甲奴中学校 君田中学校 布野中学校 作木中学校 吉舎中学校 三良坂中学校 三和中学校	三次中学校	塩町中学校 八次中学校	十日市中学校	

イ 適正規模の考え方

児童生徒は、日常生活における周囲の人々との関わりを通して、自ら学び、考え、判断し、行動できる資質と能力を身につけ、また、他人を思いやる心や感動する心など多くのことを学び、より良い人間関係を築く力を身につけていきます。

学級や部活動等、それぞれの集団において個性が自由に発揮され、それが認められることによって個性の伸長を図ることができ、豊かな人間性や社会性、生きる力を育成することができ、そのためには、ある程度の集団を有する学校規模を確保することが望ましいと考えます。

ただし、適正規模については、学級数や児童生徒数等の市内一律の基準を設けるのではなく、各地域の実情を勘案し、次の「適正化することにより期待する主な効果」に示す児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、弾力的に検討していくものとします。

◎ 適正化することにより期待される主な効果

<児童生徒への直接的な効果>

- 切磋琢磨できる環境の中で、よい意味での競い合いが生まれ、向上心が高まるとともに、学習意欲が向上する。
- グループ学習等が活性化し、多様な意見に触れる機会が増える。
- 教職員に対する依存心が減る。
- 社会性やコミュニケーション能力が高まる。
- 同級生や友人が増え、男女比のバランスがとれる。

<指導体制や指導方法、環境整備等に与える効果>

- より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになる。
- グループ学習等が活性化し、多様な意見を引き出せるようになる。
- 校務の効率化が進む。
- 保護者同士の交流関係が広がる。

『『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引』（平成27年1月文部科学省）』を参考に記述

(2) 規模及び配置の適正化の対象

小学校及び中学校について、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、規模及び配置の適正化を進めていきます。

現在、小規模校においては、特性を生かした取組が行われていますが、今後も依然として児童生徒数の減少傾向が続くと推測されることから、本市では、まず一定の集団活動が可能となる学習環境を整備することが望ましいと考えます。

(3) 学校の適正化の検討を始める時機

児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、答申に基づき学校規模及び配置の適正化の検討を始める時機の目安を次のとおりとします。

ただし、学校規模適正化の検討を始める時機に関する目安にかかわらず、保護者や児童生徒、地域住民等の関係者に、早めに学校状況を伝える等の積極的な取組が必要と考えます。

【小学校】

「全学年が複式学級」となった時点、もしくは更に小規模化が進み「2つの学年で児童数がゼロ」となった時点とします。

【中学校】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における「複式学級」となった時点、もしくは更に小規模化が進んで「1つの学年で生徒数がゼロ」となった時点のいずれかとします。

現在の広島県公立小・中・義務教育学校定数配当基準では、複式学級を有する学校には複式学級を解消する加算措置があるため複式学級にはならないことから、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における「複式学級」になった時点を目安とします。

(4) 適正化に向けた基本的な進め方

児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために学校規模及び配置を適正化する際の進め方は、次のとおりとします。

なお、三次市が取り組んできた小中一貫教育の実績及び成果を踏まえつつ、さらにそれを充実、発展させることを前提に、保護者や地域住民等と十分に協議し一様に進めるのではなく、各学校区の状況に合わせて行います。

ア 現状の情報提供

教育委員会から、積極的に保護者や地域住民等に情報提供及び情報発信を行い、児童生徒一人ひとりの学びについて考えます。

その上で、学校規模の大小に関わらず児童生徒の基礎的な教育環境としての学級、学校の規模及び配置の適正化について、小中一貫教育を基盤とした各校、各校区の成果や課題を検証しながら、行政、保護者及び地域が十分に協議し、結論を出していくこととします。

イ ICTの利活用による豊かな教育機会の保障

(ア) 小小連携、中中連携、他市町の学校との連携等の様々な連携を行い、その際にはオンラインを積極的に活用することで多様な学習グループを編成し、それを基盤とした様々な学習機会を提供します。

- (イ) オンラインやＡＩなどを学習方法や教材として積極的に活用することで、児童生徒一人ひとりに最適な学習機会を創出し、学力保障やその向上に努めます。
- (ウ) 教職員が、教育活動の充実に積極的に取り組むことができるよう、ＩＣＴの積極活用により校務の効率化、軽減を図ります。

ウ 小中一貫教育の充実、発展とその魅力（特に小規模校）の発信

- (ア) 学校、家庭、地域の連携協力のもと各学校の小中一貫教育の取組をより充実、発展させる観点から、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置やその活性化を図ります。
- (イ) 小中一貫教育の実績、成果に基づく多様な学校が存在する三次市の特長を生かすために、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、小中一貫教育を基盤とする各学校、とりわけ小規模校の魅力発信やその充実を図ります。

エ 学校規模の適正化策の検討

- (ア) 適正化の具体策については、保護者や地域住民と十分に協議し、状況に応じた方法により行うこととします。
- (イ) 児童生徒、保護者、地域住民の意見を踏まえ、児童生徒の豊かな教育環境をどのように保障するかの観点から、隣接する複数の小学校又は中学校の統合を含めた検討を行います。
- (ウ) 統合による適正化を行う場合は、児童生徒や保護者、地域住民の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の準備や関係児童生徒の交流等について十分な配慮を行うほか、学習面・精神面に配慮した体制づくりに努めます。

6 「『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」の見直しについて

当面、この「『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」に基づいて、学校の規模及び配置の適正化を検討することとします。

しかしながら、答申においても「近年、その発展が著しいＩＣＴやＡＩなどのテクノロジーは、人々の生活や社会経済を大きく変えつつあります。教育も例外ではありません。」とあるように教育、学校そして地域を取り巻く状況は、著しく変化しています。

その変化に応じて、「児童生徒一人ひとりの豊かな教育環境をどのように保障するか」という観点から、必要に応じてこの「『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」を検証し、見直すものとします。

7 おわりに

近年、ＩＣＴやＡＩ等のテクノロジーの発展が著しく、人々の生活や社会経済を大きく変えつつあります。そのことに伴い、教育、学校そして地域を取り巻く状況も著しく変化しています。

新学習指導要領では、児童生徒自らが興味や関心を持ち、児童生徒同士や地域の人等との対話を通して自分の考えを広げ深める「主体的・対話的で深い学びの実現」やＩＣＴ機器を活用する「情報活用能力の育成」等が求められています。

また、広島県教育委員会では、変化の激しいこれからの社会では、子どもたちが自ら考え、自分たちの答えを導き出していく力を学んでいくことが不可欠であり、自己実現を図っていくための基礎を義務教育段階で培っていくことが大切であるとし、「広島県の１５歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」を育むこととしています。

本市においても、これからの時代に生きていく児童生徒には、言われたことをやる、決まったことをやるだけではなく、一人ひとりが持っている能力や学んだこと、発見したこと等をつなげ深めることで、解決し切れない課題の納得解を求める力や新しいことを創造する力を身につけさせることが大切だと考えます。

そのためには、ＩＣＴやＡＩを効果的に活用することはもちろんのこと、友だち同士で新しい発想や今までない考え方をお互いに出したり、折り合いをつけたりする活動が必要です。

本市ではこれまでも、児童生徒の豊かな教育機会を保障していくため、市費による教職員や学校（教育）支援員、障害児介助指導員等を任用し、児童生徒一人ひとりに最適で効果的な学びの支援を行いながら学力の定着、向上をめざしてきました。

また、周囲の豊かな自然、学校と地域の人々とのつながりの深さなどその地域の特性を積極的に生かした教育を行っています。

さらに、ＩＣＴの積極的な活用を図ることで、多様な学びの可能性を高めるとともに、これまで取り組んできた小中一貫教育を発展させ、コミュニティ・スクールを核とした児童生徒を育む教育環境の充実を進めています。

今後の少子化の進展やコミュニティ・スクールの導入、学校施設の整備の必要性等、これまでの状況が変化することを踏まえる中で、児童生徒が育む教育環境を充実させるためには、規模適正化の議論はますます重要となります。

本市では、学校の規模及び配置の適正化を進めるにあたり、学校の保護者や地域住民等に積極的に情報提供及び情報発信を行うことで状況を知っていただき、児童生徒一人ひとりの学びについて考え、子どもにとっての環境はどうあるべきかということを十分に協議した上で、保護者や地域住民の意見を考慮し、状況に応じて行います。

今後も、教育や学校、社会の変化に応じて、「児童生徒一人ひとりの豊かな教育環境をどのように保障するか」という観点から、学校の規模及び配置の適正化の在り方を検証し、見直していきます。